

## 会費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び年会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (入会金)

第2条 会員は、入会金の納入を要しない。

### (年会費)

第3条 会員は、次の会費（年額）又は賛助会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 10万円以上（一口10万円、一口以上）

賛助会員 5万円以上（一口5万円、一口以上）

2 同一の正会員から複数の理事が選任される場合には、当該正会員は、理事の任期中、その員数分の口数の会費の納入を要する。

3 第1項の会費は、諸般の状況を勘案のうえ、社員総会決議によりこれを変更することができる。

### (会費の納期)

第4条 会員は、入会日の属する月の翌月末日限り、それ以降は、当該支払い日から1年ごとに、会費年額の全額を納付しなければならない。

### (特別の会費)

第5条 会員は、本規程に定めるほか、特別の支出を要するものとして、社員総会にて決議した場合には、当該特別会費を納付しなければならない。

### 附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行する。